

船舶事故等調査報告書

平成27年10月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015神第47号
事故等種類	衝突
発生日時	平成27年5月27日 06時27分ごろ
発生場所	和歌山県美浜町日ノ御埼西方沖 紀伊日ノ御埼灯台から真方位294°4.8海里（M）付近 （概位 北緯33°54.84′ 東経134°58.32′）
事故等調査の経過	平成27年5月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 液化ガスばら積船 しゅうほう、499トン 141684、白石海運有限会社、アスト株式会社、独立行政 法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 B 漁船 第18漁盛丸、4.9トン T03-18218（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 航海士A、三級海技士（航海） B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 左舷外板に擦過傷 B 船首部外板に亀裂等
事故等の経過	A船は、船長A及び航海士Aほか3人が乗り組み、航海士Aが単独で船橋当直につき、針路を真方位320°に設定し、約10ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で自動操舵により日ノ御埼西方沖を航行していた。 航海士Aは、左舷船首方約4Mに東進中のB船を認め、手動操舵に切り替えて目視及びレーダーによりB船に対する見張りを行い、B船との距離が約1Mとなった頃、双眼鏡でB船を見たところ、船橋に人が座っているのを見た。 航海士Aは、B船との距離が約0.5Mとなった際、B船が右に舵を切ったように見えたので、針路及び速力を保持してB船の動静を見て航行した。 A船は、B船に避航の動作が見られないので、右舵一杯を取ったものの、平成27年5月27日06時27分ごろ、A船の左舷中央部とB船の船首部とが衝突した。 船長Aは、海上保安庁に本事故を通報した。 A船は、和歌山県和歌山下津港へ入港した。 B船は、船長B及び甲板員Bが乗り組み、船長Bが単独で操船に当

	<p>たり、約10knの速力で自動操舵により日ノ御埼西方沖を東進していた。</p> <p>船長Bは、船首方の太陽光と海面反射によりまぶしかったので、帽子を深く被り、操舵室の椅子に腰を掛けて操船を続けていたところ居眠りに陥った。</p> <p>船長Bは、衝撃を感じて目覚め、A船と衝突したことを知った。</p> <p>B船は、日高町阿尾漁港に自力で航行して入港した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m、潮汐 低潮期</p>
その他の事項	<p>航海士Aは、日頃、漁船は直前に避航することが多く、また、B船に人影を認めたので、B船の乗組員がA船を視認しているものと思い、B船がA船を避けてくれるものと思っていた。</p> <p>船長Bは、本事故前日の14時ごろに出港し、操業を終え、本事故当日の04時ごろ帰港して約1時間の休息をとった後、出港した。</p> <p>船長Bは、日頃、05時ごろ～13時ごろの間に就寝しており、本事故時、ふだん休んでいる時間ということもあり、眠気を催したものと思った。</p> <p>甲板員Bは、操舵室前方の船員室で休息していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、日ノ御埼西方沖を北西進中、航海士Aが、左舷船首方から接近するB船がいずれA船を避けてくれるものと思い、針路及び速力を保持して航行したことから、B船と至近に接近することとなり、右舵を取ったものの、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>航海士Aは、B船の船橋に人影を認めたことから、B船の乗組員がA船を視認しており、A船を右舷方に見る態勢のB船がA船を避けるものと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、日ノ御埼西方沖を東進中、単独で操船に当たっていた船長Bが居眠りに陥ったことから、A船に気付かずに航行し、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、帽子を深く被って椅子に腰を掛けていたこと、また、前日の操業から引き続き操船であり、ふだん休息している時間帯であったことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、日ノ御埼西方沖において、A船が北西進中、B船が東進中、航海士Aが、左舷船首方から接近するB船がいずれA船を避けてくれるものと思い、針路及び速力を保持して航行し、また、船長Bが居眠りに陥ったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 眠気を催した場合には、立って操船したり、ガムをかんだり、コーヒーを飲んだりして眠気を払拭すること。・ 船首方に他船を認めた場合には、衝突のおそれの有無を適切に判断するとともに、十分に余裕のある時機に衝突を避けるための動作を適切にとること。・ 相手船の動向が分からない場合は、汽笛を吹鳴するなどして注意喚起すること。
-----------	---